

亀岡市告示第 1 7 4 号

亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（令和 2 年亀岡市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 1 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

別表食費の項中「1, 4 4 5 円」を「1, 5 4 5 円」に改める。

附    則

この要綱は、告示の日から実施する。